

建築物の環境性能表示について

1. 住宅用途建物に関する表示（マンション環境性能表示）

- 住宅用途の建築物環境計画書（取組評価書）の提出を行った上で、販売等を目的とする広告等への表示を実施
- 環境計画書（取組評価書）での環境配慮措置の記載状況に基づいて決定
 - ア 建物の延床面積が 5,000 m²超の場合
 - 4 分野に関して記載（義務）→ 4 分野に関する表示義務（現行と同じ分野）
 - イ 建物の延床面積が 2,000 m²以上 5,000 m²以下の場合
 - 任意対象含めて 4 分野記載 → 4 分野に関する表示義務
 - 又は
 - 義務対象分野のみ記載 → **エネルギー分野のみに関する表示義務**
 - ウ 建物の延床面積が 2,000 m²未満の場合（環境計画書任意提出時）
 - エネルギーに関して記載 → エネルギー分野のみに関する表示**可能**
- 広告等に表示を行った場合の建築主等の対応
 - ・ 建物の購入等希望者に対し、環境性能の内容を説明する努力義務
 - ・ 建築主は、広告等に表示を行った旨を都に届出を行う義務
- 環境計画書（取組評価書）の概要を示す「取組評価書まとめ（仮）」の中で、建物の環境性能をわかりやすく表示
 - マンション環境性能表示と同じものを表示

表：環境計画書において記載する環境配慮措置の内容（延床面積別）

環境配慮措置		延床面積[m ²]					
		5,000超		2,000～5,000		2,000未満	
		現行	再構築後	現行	再構築後	現行	再構築後
エネルギーの使用の合理化	断熱性	○	○	△	○	—	△
	省エネ性	○	○	△	○	—	△
	再エネ導入	○	○	△	○	—	△
資源の適正利用		○	○	△	△	—	—
自然環境の保全		○	○	△	△	—	—
ヒートアイランド現象の緩和		○	○	△	△	—	—

○：義務対象 △：任意対象 —：対象外

2. 非住宅用途建物に関する表示

- 非住宅用途の建築物環境計画書（取組評価書）の提出を行った上で、環境計画書（取組評価書）での環境配慮措置の記載状況に基づき、表示内容を決定
 - ア 建物の延床面積が 5,000 m²超の場合
 - 4 分野に関する表示
 - イ 建物の延床面積が 2,000 m²以上 5,000 m²以下の場合
 - ・ 任意対象含めて 4 分野記載 → 4 分野に関する表示
 - ・ 義務対象分野のみ記載 → エネルギー分野のみに関する表示
 - ウ 建物の延床面積が 2,000 m²未満の場合（環境計画書任意提出時）
 - エネルギー分野のみに関する表示
- 環境計画書（取組評価書）の概要を示す「取組評価書まとめ（仮）」の中で、建物の環境性能をわかりやすく表示
 - 「省エネルギー性能評価書」の内容と一部重複（PAL*、ERR）
- **表示は、「取組評価書まとめ（仮）」の中での表示に統一する**
 - 統一化に伴い、「省エネルギー性能評価書」はなくなる
 - 「省エネルギー性能評価書」での記載内容（省エネルギー設備等の採用状況を含む）は、「取組評価書」又は「取組評価書まとめ（仮）」に極力取り入れる方向で今後検討
- 建築主等が建物の買受人等に対し、表示等の交付を義務付け
 - 延床面積が 10,000 m²超の建物において、**住宅以外の用途***の合計延床面積が **2,000 m²以上の買受等を行う人**に対し、交付を行うことを義務付ける（比較的規模の大きい買受等を行う方を対象）
 - * 住宅以外の用途のうち、工場等の用途及び省エネ適合性判定義務の除外対象となる用途（建築物省エネ法第 18 条）を除く
- 表示等の交付を行った場合の建築主等の対応
 - ・ 表示等の交付を行った相手方に対し、環境性能の説明を行う努力義務
 - ・ 建築主は、表示等の交付を行った旨を都に届出を行う義務